

こんな時にご利用になれます

- ・病気やけがなど一時的に車いすが必要になった場合。
- ・旅行や通院などで外出することになったが歩行や介助に不安がある場合。
- ・家族や親戚などが帰省するため一時的に車いすを利用したい場合。
- ・病院から一時帰宅・退院などする場合。

ご利用案内

ご利用できる方

- ・杉並区内在住で、病気やけがで一時的に車いすを必要とされる方。

ご利用できない方

- ・病院や福祉施設などに入院・入居されている方。
- ・介護保険の要介護認定を受けられている方。
(但し、介護保険を申請中の方は利用可能です。)

料金 無料

利用期間 (原則として1か月以内)

- ※多くの区民の方々に「短期間でお貸しする」ことを趣旨としていますので、1回のご利用につき、1か月までの貸出しとさせていただきます。

その他

- ・台数に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。

使用上の注意

- ・車いすに故障や異常がある場合は、社会福祉協議会までご連絡ください。
- ・第三者への貸出しはしないでください。
- ・返却期限は厳守をお願いします。
- ・使用される方の責任で車いすを紛失・破損等が生じた場合、実費弁償していただく場合があります。
- ・車いすの使用は、正しい使用法や手順に従い安全に利用してください。

ご利用方法(手続き)

お申込み

① 社会福祉協議会で貸出をする場合

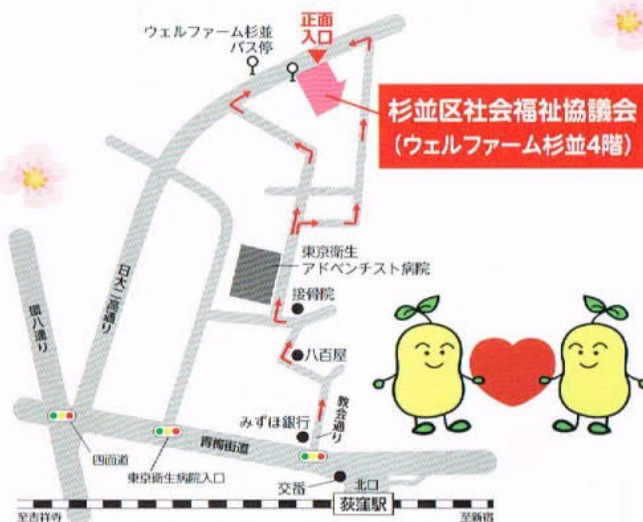
事前に連絡の上、印鑑持参で直接窓口までお越しください。窓口にて「車いす借用書」に必要事項をご記入いただきます。

② その他の車いす拠点で貸出をする場合

事前に連絡の上、在庫の有無や空き状況の確認をお願いします。印鑑持参で福祉施設にて「車いす借用書」にご記入いただきます。

③ 一部の民生児童委員、町会自治会や商店にも貸出用車いすを保管いただいております。社会福祉協議会へお問い合わせください。

(TEL.5347-1017)



貸出・返却

- ・在庫がある場合は、その場で貸出すことが可能です。貸出しと返却の際の運搬は、ご利用になれる方、もしくは代理の方が行ってください。

車いす短期貸出事業 のご案内

車いす短期貸出事業とは

杉並区社会福祉協議会では、区内にお住いの方へ、車いすの短期貸出(1か月以内)を行っています。



子ども用



自走式

急なけがでも
すぐに借りられて
助かるわ!



介助式



社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会 地域福祉推進係
〒167-0032 杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並4階
(TEL) 03-5347-1017 (FAX) 03-5347-2063
(受付) 8:30 ~ 17:15 (休日: 土曜・日曜・祝日・年末年始)
※土曜日に貸出や返却を希望の方はご相談ください。
(URL) <http://www.sugisyakyo.com/>